

令和4年2月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年2月25日(金曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館1階 ホール

3. 出席委員 16名

1番 川田 忠宏	2番 貞廣 誠也	
4番 小松 優	5番 関川 裕二	6番 都築 英明
7番 公文 基嗣	8番 高松 敏子	9番 岡村 悟
10番 茂井 雅昭	11番 松本 勇	12番 岡村 和紀
13番 黒岩 正充	14番 石河 史成	
16番 安岡 志乃	17番 清遠 典子	18番 山崎 一義

4. 欠席委員 2名

5. 事務局

事務局長	吉永 卓史
書記	松本 梓

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について(受付番号14～23)

議案第2号 あっせん申し出について 1件

議案第3号 非農地証明願 1件

議案第4号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 2 月定例会を開催します。本日の出席委員は 16 名で、欠席委員は 2 名です。出席委員 16 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は都築英明委員と公文基嗣委員にお願いします。

議 長 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。

第 1 号議案 　　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

　　受付番号 14 番

　　大字和食字月ノ輪 甲 4750 番、地目は田、面積 561 m<sup>2</sup>、甲 4749 番、地目は田、面積 1,954 m<sup>2</sup>の内 839 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R4 年 7 月 1 日から R19 年 6 月 30 日までの 15 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 15 番

　　大字西分字大久保 甲 5569 番、地目は田、面積 685 m<sup>2</sup>。譲渡人は大阪府高槻市松が丘の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R4 年 2 月 1 日から R14 年 1 月 31 日までの 10 年。作付けは水稻、賃借料は無償。

　　受付番号 16 番

　　大字西分字新在家 甲 5917 番 1、地目は田、面積 370 m<sup>2</sup>、甲 5917 番 2、地目は田、面積 2,433 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R4 年 1 月 25 日から R9 年 1 月 24 日までの 5 年。作付けは水稻、賃借料は 1 俵/10a。

　　受付番号 17 番

　　大字馬ノ上字北久保 1424 番 1、地目は田、面積 437 m<sup>2</sup>、1425 番 1、地目は田、面積 400 m<sup>2</sup>。譲渡人は高知市北本町の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R4 年 2 月 1 日から R9 年 1 月 31 日までの 5 年。作付けはオクラ、賃借料は 10,000 円。

　　受付番号 18 番

　　大字馬ノ上字落合 3399 番 1、地目は田、面積 881 m<sup>2</sup>、3399 番 2、地目は田、面積 439 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R4 年 3 月 1 日から R9 年 2 月 28 日までの 5 年。作付けは水稻、賃借料は米 1 袋。

受付番号19番

大字和食字横田 甲 4937 番、地目は田、面積 1,117 m<sup>2</sup>、甲 4938 番、地目は田、面積 2,177 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R4 年 5 月 10 日から R5 年 5 月 9 日までの 1 年。作付けは水稻、賃借料は 1 俵/10a。

受付番号20番

大字和食字藤原 甲 4768 番 1、地目は田、面積 3,559 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R4 年 3 月 1 日から R9 年 2 月 28 日までの 5 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

受付番号21番

大字馬ノ上字東屋式 3385 番、地目は田、面積 2,665 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R4 年 1 月 1 日から R18 年 12 月 31 日までの 15 年。面積 2,665 m<sup>2</sup>の内 1,500 m<sup>2</sup>の作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a、1,165 m<sup>2</sup>の作付けは水稻、賃借料は 3 俵/10a。

受付番号22番

大字馬ノ上字東蔵 465 番 1、地目は田、面積 437 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R4 年 3 月 1 日から R9 年 2 月 28 日までの 1 年。作付けは水稻、賃借料は米 1 俵/10a。

受付番号23番

大字和食字中入野 甲 2941 番 1、地目は田、面積 1,646 m<sup>2</sup>の内 470 m<sup>2</sup>、甲 2941 番 3、地目は田、面積 224 m<sup>2</sup>の内 210 m<sup>2</sup>、甲 2941 番 2、地目は田、面積 441 m<sup>2</sup>の内 320 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R4 年 3 月 1 日から R9 年 2 月 28 日までの 5 年。作付けは水稻、賃借料は米 1 袋。

議 長 第 1 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 10 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第 2 号議案 あっせん申し出について議題とします。

第2号議案 あっせん申し出について

受付番号9 申請人である芸西村西分の〇〇さんより、大字和食字ママチ甲4732番、地目は田、面積1,484㎡、字藤原甲4777番1、地目は田、面積763㎡、甲4778番1、地目は田、面積2,020㎡の土地を貸したいと申し出。

事務局 現在の耕作者は資料の通りになっております。

議長 事務局案ではあっせん委員は、地域としては西笛委員と山崎委員になりますがいかがでしょうか。

委員 分かりました。

議長 では、山崎委員、西笛委員と共にお願いします。

議長 続きまして第3号議案 非農地証明願について議題とします。

第3号議案 非農地証明願について

受付番号10 申請人は〇〇さん。土地の所在は大字馬ノ上字涼堂98番、地目は田 現況 山林、転用面積は59㎡、101番、地目は田 現況 山林、転用面積は459㎡、字三角石4139番、地目は田 現況 山林、転用面積は476㎡、字三角石4141番、地目は畑 現況 山林、転用面積は72㎡、4144番1、地目は田 現況 山林、転用面積は413㎡、4144番2、地目は田 現況 山林、転用面積は694㎡、4145番、地目は畑 現況 山林、転用面積は49㎡、字四角石4146番、地目は田 現況 山林、転用面積は185㎡。申請理由は、平成13年月日不詳から、耕作の用に供さず、山林となり、現在に至る。

2月24日(木)に会長、岡村和紀委員、事務局にて現地確認。

字涼堂についてはシキビが植えられ、現在も畑として使用されています。また、角石については、耕作されず山林化している筆もありましたが、周辺の農地を所有する方が管理されている筆もありましたので、受付番号10の8筆については非農地に該当しないと思われま

議長 第3号議案 非農地証明願について質疑はないでしょうか。

(質疑なし)

議長 それではお謀りします。第3号議案 非農地証明願については証明不可相

当とすることに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長            それでは第3号議案 非農地証明願については証明不可といたします。

議 長            続きまして第4号議案 その他について議題とします。

第4号議案       その他  
                  人・農地プランの変更・更新について説明

他に 委員、事務局より何かありませんか。

議 長            なければこれで2月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後2時10分)

議事録署名委員

都築 英明

議事録署名委員

公文 基嗣